	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第一号から前号までに掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
六	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考　前項の表中の「備考」に同じ。			

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（大幅な出力変更に限る。）の認定又は次の表第二号若しくは第三号に掲げる設備の出力の変更（大幅な出力変更を除く。）であって、再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更を伴うものの認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（特例太陽光発電設備に係る調達価格等）

第二条　旧法附則第六条第一項の規定により旧認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備（改正法附則第四条第一項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされるものに係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備であって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものに限る。以下「特例太陽光発電設備」という。）であって、平成二十三年三月三十一日までに

二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第一号から前号までに掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二万キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備であって、その出力が二万キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成二十九年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
六	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
七	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考　第一項の表中の「備考」に同じ。				